

原発への新たな融資制度案に 反対

2026年1月30日

国際環境NGO FoE Japan

吉田明子 yoshida@foejapan.org



「新たな融資制度案」の経緯

- 2024年 電力システム改革の検証
- 2024年秋 原子力小委員会にて、原発新設に向けた支援措置の必要性について議論
RABモデルなどが例示される
- 2025年2月 第7次エネルギー基本計画
原発新規建設に向けてファイナンス支援の必要性を明記
- 2025年5月～ 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計議論スタート 「次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会」
- 2025年11月 基盤構築小委の下のWGで具体的融資制度案提示
- 2025年12月 WGとりまとめ（案）、小委員会中間整理（案）がパブコメにかかる
- 2026年1月 パブコメ終了前の省庁間協議開始が発覚
- 2026年2月以降 通常国会に提出の見通し

1. 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計の全体像

（2）電力システム改革の検証結果等の振り返り

- 検証結果等では、次に、現状の評価を踏まえ、電力システム改革が行われた、この約10年の間に電力システムを取り巻く経済社会環境がどのように変化したかを整理した。その上でこれからの電力システムが目指すべき方向性についても整理を行った。

＜電力システム改革の目的（電力システムに関する改革方針（平成25年4月2日閣議決定））＞

① 安定供給の確保

② 電気料金の最大限抑制

③ 需要家の選択肢や
事業者の事業機会の拡大

＜現状に関する検証や、電力システムを取り巻く経済社会環境の変化を踏まえた課題＞

- DX等により需要が増加する見込みの中での供給力の維持・確保
- 国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化
- 地政学的な環境の変化に伴う国際燃料価格の高騰等のリスク、物価高騰等の電気料金の上昇要因への対応 等

これからの電力システムが目指すべき方向性

安定的な電力供給を実現する

電力システムの脱炭素化を進める

大規模電源の維持
大規模「脱炭素」
電源の維持や新設

方向性は相互に関連

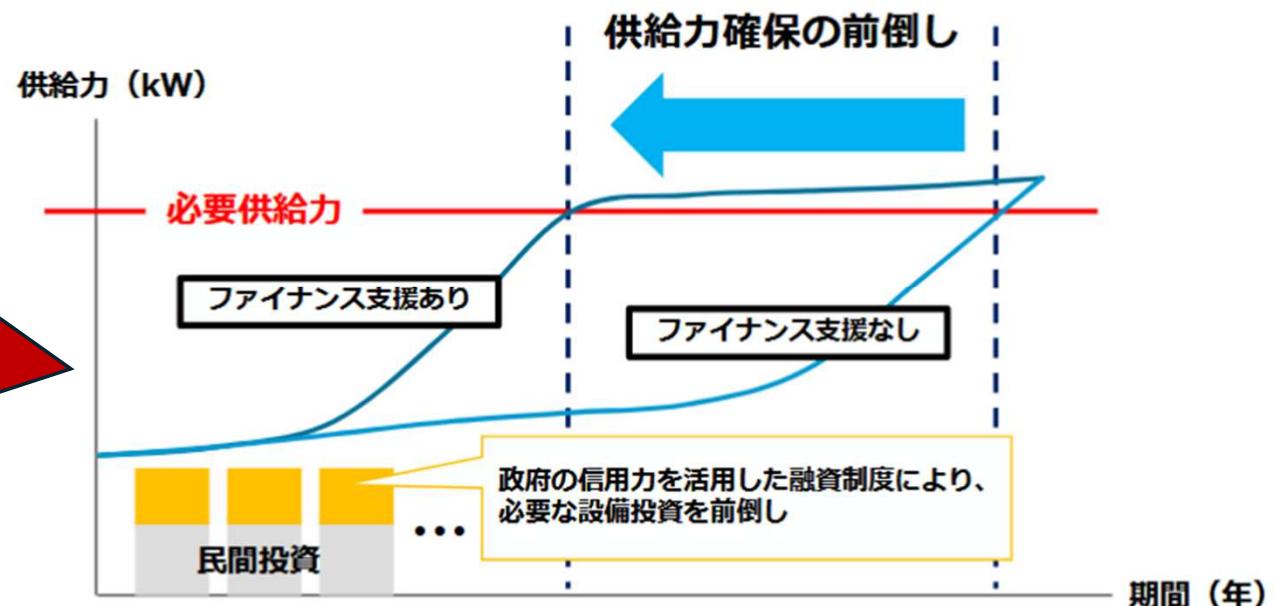
安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、
需要家に安定的な価格水準で電気を供給できる環境を整備する

ファイナンス支援の必要性（イメージ図）

- 電源や系統の整備にかかるリードタイムを考慮すると、DXやGXによる今後の需要拡大や、2050年カーボンニュートラルに対応するためには、短期間に集中して、大規模な投資を行う必要。
- そのため、特に、民間からの資金調達が難しい長期・大規模な投資に対し、政府の信用力を活用した融資制度を活用した支援を行うことで、供給力確保や系統整備の対応を迅速化。

イメージ図（供給力確保）

既存の容量市場や長期脱炭素電源オークションは、契約金の受け取りは発電開始後から。建設中の資金手当てが必要とされた。



融資制度の位置づけと融資の実施主体

- 電気事業法では、小売電気事業者の供給能力確保義務により必要な供給力が確保されることが基本とされているが、何らかの理由で必要な投資が行われない場合に備え、電力広域的運営推進機関が、電源入札等の方法により、「供給能力確保の促進」についての業務を行うことができるとされている。
- 今回、新たに検討を行っている政府の信用力を活用した融資制度についても、供給能力確保の促進のための制度として整理し、制度設計を行っていくことが、これまでの整理と整合的である。そうした観点から、新たな融資制度についても、電力広域的運営推進機関が担うこととする。
- また、系統については、一般送配電事業者がエリア内における整備を行うことが基本であり、整備に要した費用は、託送料金によって回収される仕組みとなっている一方で、電力広域的運営推進機関が、広域連系系統のマスタープラン等を策定するとともに、地域間連系線の整備等への貸付・交付金の交付業務等を行うことで、一般送配電事業者に対し、必要な設備投資を後押しする体制が整備されてきたところ。
- 今後、DX・GXが進展する中で、これまで以上に、迅速な系統アクセスへのニーズが高まることが想定される中で、地域間連系線に加え、必要な地内系統の整備についても、ファイナンス面での後押しを行っていく必要がある。こうした地内系統整備に向けたファイナンス支援についても、電力広域的運営推進機関が、地域間連系線の整備へのファイナンス支援と一体的に担うこととする。
- なお、電力広域的運営推進機関は、値差収益を原資とした連系線整備へのファイナンス支援を行っており、一定程度、融資業務を行うことができる体制を有しているが、今後、新たな融資制度を担う場合には、更なる体制の強化が必要となる。

検討事項⑧ 電源・系統への投資に対するファイナンス

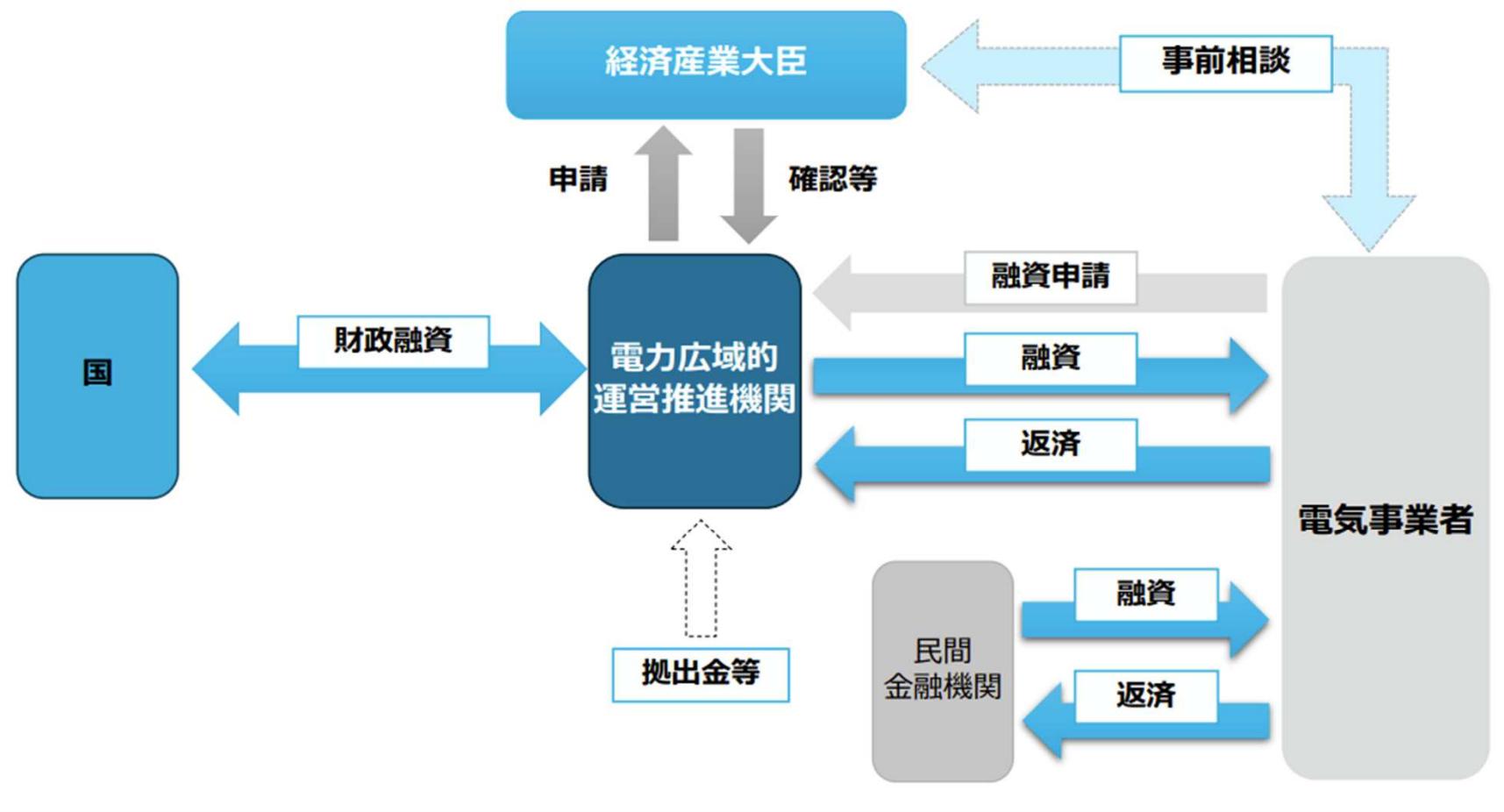
融資対象のイメージ

- 新たな融資制度は、長期・大規模な電源、系統投資の資金調達時の課題に対応するためのものであり、融資の対象については、電源・系統の規模や投資期間の観点から、一定の条件を付すことが必要である。また、経済産業大臣が融資対象について確認等するプロセスを設け、大臣が認めた案件に融資対象を絞り込むスキームを検討する。
- 例えば、電源については、安定供給の確保という観点からは、「特定社会基盤事業者」の対象となる事業者の要件（50万kW以上の発電設備を有すること）等を参考にしつつ、一定の出力規模以上の設備への投資を制度の対象にすることを基本とする。また、系統については、地域間連系線は、現行制度同様に、認定整備等計画で定められた系統整備を制度の対象とする。地内系統については、基幹的な系統を対象とする観点で、上位二電圧など一定以上の電圧に係る設備を制度の対象とすることを基本とする。
- また、政策的なプライオリティを考えると、
 - 電源については、今後、需要家側のニーズが高まることが想定される脱炭素電源への投資支援を行うことを基本として、制度設計を行う。その際、具体的な電源種の絞り込みについては、脱炭素電源への投資支援を行っている長期脱炭素電源オークションの対象電源を参考としつつ議論を行う。
 - 地内系統については、DXやGXなどの要請を踏まえ、需要家側のニーズへの対応の迅速化という観点から特に必要性が高い案件への支援を行うことを基本として制度設計を行う。
- 投資期間については、一般に、民間金融機関では融資が難しいとされる、原則10年以上の投資期間（投資時から回収までの期間）を要する案件であることを条件とする。
- 加えて、支援の許容性の観点からは、民間金融機関との協調の在り方や、融資対象事業者による資金調達に向けた取組の状況などを確認し、必要と認められる場合に新たな融資制度による支援を受けられるよう制度設計を行う必要がある。
- 上記の基本的な方向性を踏まえた上で、詳細な条件については今後検討を深めていく。

融資スキーム（資金調達）

- 前述のとおり、新たな融資制度については、電力広域的運営推進機関が担うこととなる。今後、融資スキームを具体化していくに当たり、財政融資を活用した資金調達手段を検討する。
 - その際、調達した資金の償還を確実に進めていけるようにすることが必要となる。この点、民間の金融機関と同様に、新たな融資制度においても、融資先から、一定のリスクプレミアムを徴収し、リスクへの備えとすることが必要となる。
 - 加えて、
 - 融資先からの返済を一定程度確実なものとするため、電源については、長期脱炭素電源オークションの落札案件、投資適格である契約先との長期PPA案件等の、投資回収の予見性が担保されている案件を対象とするよう要件を設定する、
 - また、例えば、融資業務に充てるため電力広域的運営推進機関に国からの財政措置を行う、
 - 電力広域的運営推進機関が行う電源入札の仕組みを参考に、万一の場合に備え、安定供給のラストリゾートとしての役割を有する一般送配電事業者から拠出金等を回収する枠組を設ける、**
- といった対応を行う。

〔融資制度スキームのイメージ図〕



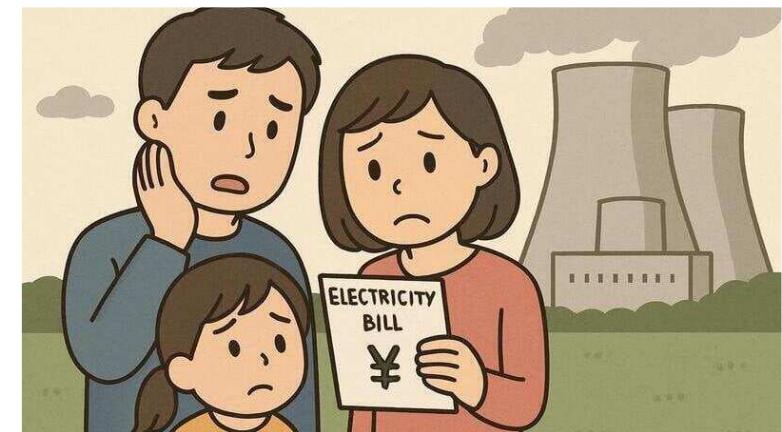
オンライン署名 原発新設で電気代が上がる?! 国民負担の新融資制度案に反対します



原発の新規建設費用はすでに数兆円。
さらに上昇の可能性もあります。

新しい原発優遇の融資制度案は、原発新設を
国の借金や消費者の電気代で支えるものです。
発電事業者や投資家が負うべきコストやリスクを消費者に広く負わせるものであり、許されません。

私たちは導入に強く反対します。



Change.orgにて「原発新設」で検索

電力システム改革とエネルギー政策

従来

発電・送配電・小売
垂直統合

地域独占

総括原価
方式

原発前提

2012年～2013年
電力システム改革
再エネ促進政策

2016年～現在
原発「事業環境整備」
廃炉費用等の託送料金回収
容量市場
長期脱炭素電源オークション
あらたな融資制度案

改革後

分社化

電力自由化

価格競争

再エネ増
原発・火発は
経済性低下